

三 執行委員の分担する各専門部は、重要部門を常任執行委員之を分担し、他は常任にあらざる執行委員中より選出之を分担せしめたること。
 四 拡大執行委員会は独立したる機関とせず、執行委員會必票と認めたる時、副催出すると言ふこと及び規定したること。
 五 拡大執行委員會の構成を各分會よりの比例代表によつて構成せしむること。
 六 従来の支部は分會の集合体であつた爲め、事實は業界聯合を形造つた。その爲めに分會と本部との關係が疎隔し、連絡が取れなかつた。故に、執行委員會と密接な關係をとる事としたる事。

日本労働組合 評議會 關東金屬労働組合規約改正案

第一章 名稱及目的
 第一條 本組合ハ關東金屬労働組合ト稱ス。
 第二條 本組合ハ日本労働組合評議會ニ加盟シ、其ノ宣言綱領及決議ノ遂行ヲ以テ目的トス。
第二章 組織
 第一節 加盟及脱退
 第三條 本組合ハ關東地方ニ於ケル金屬産業ニ従事スル労働者ヲ以テ組織ス。
 第四條 (一)本組合ニ加入セントスル者ハ別ニ定ムル處ニ從ヒ入會金及組合費一ヶ月分ヲ添テ本部若クハ支部ニ申込ムベシ。
 (二)前項ノ申込ニ對シ本部ハ調査ノ上組合員証及徽章ヲ交付ス。